

神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
国際展開コラム No.13

はじめに

前回は、米国における主要な医療・保健政策や保険制度概要、医療・ヘルスケア産業市場動向の概観等を取り上げた。続く本稿では、市場を欧州に移し、英国の医療・ヘルスケア産業市場を概観する。

(1) 英国の医療・ヘルスケア事情

① 基本情報

英国では、多くの先進国と同様に高齢化率が高く、医療費支出の対 GDP 比も先進国としてはほぼ平均的な 9.9%となっている。

図表 1. 基本情報 (英国)

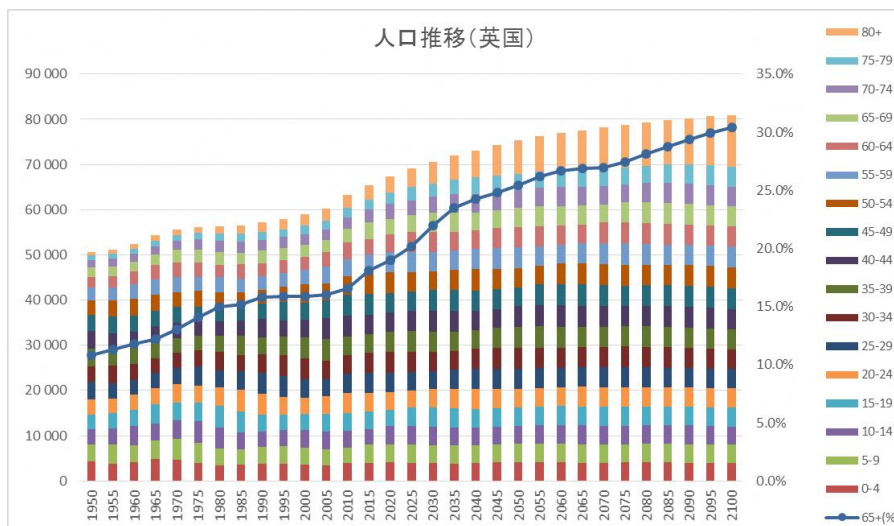
人口(2015) ^{※1}	65,397,000 人	高齢化率(2015) ^{※1}	18.1%
一人当たり名目 GDP (2015) ^{※2}	US\$ 44,328.18	医療費支出の対 GDP 比 (2015) ^{※2}	9.9%
千人当たり医師数(2016) ^{※3}	2.825 人	千人当たり病床数(2013) ^{※3}	28 床
平均寿命(2015) ^{※3}	81.2 歳	健康寿命(2015) ^{※3}	71.4 歳
乳幼児死亡率(2016) ^{※3}	4.3 人/千人	肥満率(2016) ^{※3}	29.5%

※1 United Nations “World Population Prospects The 2017 Revision”

※2 IMF “World Economic Outlook Database, April 2018”

※3 WHO “Global Health Observatory data”

図表 2. 人口と高齢化率の推移 (1950 年～2100 年)



(出典) United Nations “World Population Prospects The 2017 Revision” より
みずほ情報総研(株)作成

② 疾病構造

前回取り上げた米国と同様に虚血性心疾患が最も多く、死因の 13.5%を占めている。次

いで脳卒中が多く、循環器疾患が死因のトップ2となっている。また、上位10位を概観すると、「気管、気管支、肺がん」や「結腸及び直腸がん」、「乳がん」、「前立腺がん」、「食道がん」など各部位のがんが多くなっている。

図表3. 英国における死亡原因の構造（2012年時点）

順位	英国		
	死亡原因	死亡数 (千人)	割合
1	虚血性心疾患	75.0	13.5%
2	脳卒中	46.3	8.3%
3	気管、気管支、肺癌	37.0	6.6%
4	アルツハイマー病および他の認知症	34.3	6.2%
5	下気道感染症	30.8	5.5%
6	慢性閉塞性肺疾患	27.8	5.0%
7	結腸および直腸癌	18.2	3.3%
8	乳癌	12.8	2.3%
9	前立腺癌	12.1	2.2%
10	食道癌	8.8	1.6%
11～	その他	556.1	45.5%

（出典）WHO “Country Health Profile” よりみずほ情報総研(株)作成

（2）医療・保健政策動向

①医療保険制度概要

英国では、国民保健サービス（National Health Service: NHS）によって、全ての住民に疾病予防やリハビリテーションを含めた包括的な医療サービスが、主として税財源により原則無料¹²で提供されている。国民は、救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP: General Practitioner）の診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている³。

一方で、NHSによる医療サービスは、生命に直接影響のない腰痛や白内障等の場合には、専門医の受診や入院までに数週間～数ヶ月待たなければならないうえ、公的病院のみが給付対象であること、病院の主治医を選ぶことができないことなどから、民間保険や自費によるプライベート医療も行われており、国民医療費の1割強を占めている。民間医療保険（Private Medical Insurance: PMI）は、民間病院や公的病院での私費患者としての入院治療にかかる費用を補償しており、主たる加入目的は診療待ち時間の短縮であるが、専門医や個室入院の選択、高価ながんの新薬などNHSではカバーされない医療サービス費用の補償も組み合わされている。

¹ 外来処方薬については一処方当たり定額負担、歯科治療については3種類の定額負担が設けられている。なお、高齢者、低所得者、妊婦等については免除があり、薬剤については免除者が多い。

² 2015年4月より、国籍が欧州経済領域（EEA）圏外で英国に6ヶ月以上居住する一定の者に対して、査証取得・延長時にNHS利用料としてイミグレーションヘルスサーチャージ（年間で一般200ポンド、学生150ポンド）を徴収することとなった。また、6ヶ月未満の滞在の場合は、治療にかかった費用の150%を支払うこととなっている。

³ 厚生労働省「2017年海外情勢報告（英国）」

②最近の政策動向⁴

英国では、2016年6月に行われたEU離脱の是非を問う国民投票の結果、EU離脱支持が過半数を超える投票結果となり、EUからの離脱交渉が最優先の課題であり続ける中、社会保障に関して大きな改革が行われる見込みは少ない。ただ、NHSに関しては、2014年11月にNHS Englandによって発表されたNHS5カ年計画（NHSの現状を分析し、今後5年間で目指すべき方向性を取りまとめた報告書）が、引き続き現在の医療制度改革の基本的な方針となっている。具体的な内容は、以下の通りである。

- ① 予防医学及び公衆衛生への重点化—肥満、喫煙、飲酒等のリスク対策
- ② 医療とケアのより一層の統合、NHSと他の組織、地方自治体、チャリティとの連携強化
- ③ 各種ケアへの障壁の除去、ホームケアとメディカルケア、メンタルヘルス、ソーシャルケア等の一層の連携強化
- ④ 地方分権化のより一層の促進、他職種連携の強化
- ⑤ 救急サービスとGPの連携強化、ケアホームの推進
- ⑥ プライマリ・ケアに軸足を置いたサービスの構築
- ⑦ 医療のイノベーションの推進

EU離脱がNHSに与える影響の全体像はまだ明らかではないが、テレーザ・メイ首相は、ライフサイエンス分野を引き続き重視し、成長の原資として位置づける方針を示している。

（3）医療・ヘルスケア産業市場の動向・特徴

①医薬品市場

英国の医薬品市場規模は、2017年時点で約257億米ドルと見込まれており、2022年には290～330億米ドル規模に成長するとみられている⁵。

英国では、医薬品の承認は、医薬品及びヘルスケア製品規制庁（MHRA）が行っている。また、バイオ医薬品や新規成分を含む医薬品等は欧州医薬品庁（EMA）で審査されることとなっており、EMAの承認を得た場合には、MHRAの別個の承認は不要である⁶。

承認された医薬品がNHSの医薬品リストに収載され採用されるためには、新薬等の評価や診療ガイドラインにより標準的な医療を提言する役割を担う国立医療技術評価機構（NICE）から推奨される必要がある。NICEでは、一部の医薬品について、質調整生存年（Quality-adjusted life year: QALY）を共通的な指標とした費用対効果評価（医療技術評価：HTA）の結果に応じて、使用を推奨する（NHSに採用する）か判断されている。

なお、EU離脱に伴い、規制当局であるEMAはオランダのアムステルダムへの移転が決定している。長期的な目線で見えた場合、欧州の研究開発を牽引してきた英国の力が低下し、革新的な医薬品の創出が停滞することが懸念される点や、EUとの共同研究プログラムへ影響が生じ、欧州域内での研究者間の交流機会減少やベンチャー企業への投資が下火になる可能性も指摘されている⁷。

⁴ 厚生労働省「2017年海外情勢報告（英国）」

⁵ IQVIA “2018 and Beyond: Outlook and Turning Points” (MARCH 2018)

⁶ 厚生労働省「2017年海外情勢報告（英国）」

⁷ 株式会社みずほ銀行産業調査部（2016）「みずほ産業調査 56（2018 No.3）」

②医療機器市場

英国の医療機器市場は、2018年は約108億米ドルと見込まれており、そのうちの約85%はNHSが購入主体となっており⁸、民間病院の購入割合は小さい。

医療機器の販売の大部分を公共調達に参加するためには、NHS Supply Chain⁹の提供する入札情報リストを確認することや、調達ポータルサイト¹⁰にサプライヤーとして登録し、調達に関する最新情報を受け取ることなどが重要となる。

現時点では、欧州で流通する医療機器に関する規則であり2017年5月より有効となった「欧州医療機器規則」(Medical Device Regulation: MDR)が適用されており、MDRの要求事項を確認し、MDRに適合した認証、登録、販売を行う必要がある(一部医療機器は、MHRAへの登録も必要)。しかし、EU離脱により、こうした欧州の規制の枠組みから外れる可能性もあり、その場合はEU内で英国を拠点としている海外企業については、従来どおりEU内で製品を流通させるためにはEU内に新たに拠点が必要となる。このようにEU離脱については英国医療機器市場への負の影響も懸念されており、今後の動向に注目が必要である。

③再生細胞医療市場

再生医療は、英国の科学力とビジネス能力を支えるために英国政府が設定した8大技術の1つであり、英国政府からの助成金によって資金を提供されている非営利の公的機関であるUK Research and Innovationの一員Innovate UKが資金提供を行っている¹¹。また、英国政府により2012年に設立された再生・細胞医療分野の世界有数の産業化促進機構であるセル・セラピー・カタパルト¹²では、臨床・プロセス開発・製造・規制・医療経済・市場アクセスに関する専門知識の提供等により、多くの企業と協業が実現している。

駐日英国大使館・総領事館国際通商部(DIT Japan)¹³によれば、欧州の先端医療製品(ATMP: Advanced Therapy Medicinal Product)市場で事業を展開している中小企業のほぼ3社に1社が、英国を拠点としているとされている。また、セル・セラピー・カタパルトによれば、2012年には21件だった臨床試験が、2017年には59件実施されている¹⁴。対象疾患としては、がんが最も多いほか、神経系、眼科、心臓血管系、胃腸疾患等が多くなっている¹⁵。

⁸ Export.gov “United Kingdom: Medical Equipment”

<https://www.export.gov/article?id=United-Kingdom-Medical-Equipment>

⁹ <https://www.supplychain.nhs.uk/>

¹⁰ <http://www.supplying2nhs.org/>

¹¹ <https://www.gov.uk/government/organisations/innovate-uk/about>

¹² 神奈川県とは、再生・細胞医療分野における実用化や産業化など、相互協力に関するMOU(覚書)を締結している。

<https://ct.catapult.org.uk/>

¹³ <https://www.innovationisgreat-jp.com/blog/uk-leads-commercialisation-of-regenerative-medicine/>

¹⁴ <https://ct.catapult.org.uk/our-impact>

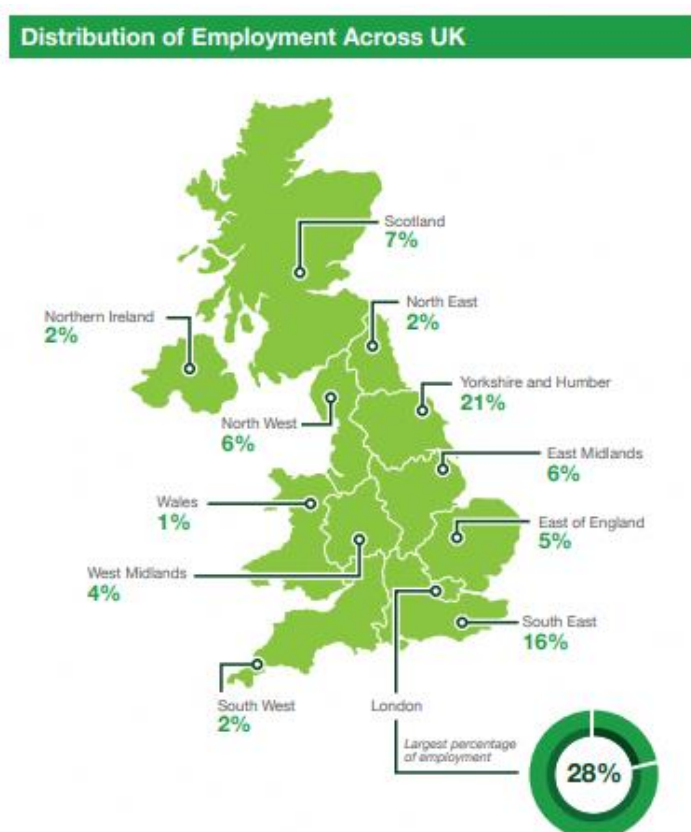
¹⁵ Cell and Gene Therapy Catapult “UK Clinical Trials Database 2017”

④デジタルヘルス

英国貿易投資総省（UKTI）によれば、英国内にデジタルヘルス関連企業は 427 社、売上規模で 10 億ポンド（約 13 億米ドル）の規模となっており、病院情報システム、GP（かかりつけ医）情報システム、Eヘルス（医療ビッグデータ解析を含む）の 3 分野で全体売上の 76%を占めている¹⁶。また、2017 年の当分野における投資状況を見ると、22 案件で 1 億 8,900 万米ドルの資金が調達されており、米国を除けば案件数では最も多い¹⁷。

地域別に見ると、雇用ベースでは 28%がロンドン、隣接するサウス・イーストが 16%とロンドン周辺に集積しているほか、ヨークシャー・ハンバーで 21%と多くなっている。

図表 4. デジタルヘルスにおける英国内の雇用分布（2016 年時点）



（出典）UKTI “UK Digital Health Sector Strength & Opportunity 2016” より
みずほ情報総研(株)作成

企業動向の具体例としては、2018 年 4 月に、BenevolentAI 社が新薬開発において人工知能（AI）の力を利用するために 1 億 1,500 万ドルの資金を調達している¹⁸。また、同じく 2018 年より、Babylon Health 社が「GP at Hand」と呼ばれるチャットボットによる診断情報提供サービスを開始し、既に 3 万人以上が登録・利用している¹⁹。

¹⁶ UKTI “UK Digital Health Sector Strength & Opportunity 2016”

¹⁷ Startup Health LLC., “STARTUP HEALTH INSIGHTS Global Digital Health Funding Report 2017 Year End Report”

¹⁸ <https://benevolent.ai/news/announcements/benevolentai-raises-115m-for-ai-enabled-drug-development>

¹⁹ <https://www.gpathand.nhs.uk/>

(4) 市場参入の留意点

英国については、EU 離脱がどこまで市場に影響を及ぼすか注目されているところである。特に、2019年3月までにEUと英国との間の交渉がまとまらず、英国が合意なくEUから離脱する「ノー・ディール」が危惧されており、英国政府からもノーディールに備えるガイダンスが公表されている²⁰。医薬品・医療機器規制についても複数のガイダンスが公表されているため、自社の商品に応じた内容を確認しておくことが必要である。なお、日本貿易振興機構において、ノーディールの場合に適用される条件と、協定が取りまとめられた場合期待される内容に分けて状況が整理され、特に日本企業が留意すべき事項もまとめられている²¹。

おわりに

今回は、英国の医療・ヘルスケア産業市場を取り上げてご紹介した。次回は、同じく欧州に位置するドイツ市場についてご紹介する。

²⁰ <https://www.gov.uk/government/collections/how-to-prepare-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

²¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/63e5b8fb0ea6b7c8/20180024.pdf